

処 分 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第67条第 1 項
処 分 の 概 要	車両の停止
原 権 者	警察官
法 令 の 定 め	警察官は、車両等の運転者が第64条、第65条第 1 項、第66条、第71条の 4 第 3 項から第 6 項まで又は第85条第 5 項若しくは第 6 項の規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第92条第 1 項の運転免許証又は第107条の 2 の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。
処 分 基 準	
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課取締指導係（048-832-0110）
備 考	